

令和6年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年2月15日 木曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年2月15日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和6年2月15日 12時07分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第121条の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	松 本 俊 清		3 番	大 倉 博		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和 6 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 2 月 15 日～令和 6 年 2 月 29 日 会期 15 日間

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 2 月 15 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 1 号 笠置町手数料徴収条例一部改正の件
- 第 5 議案第 2 号 笠置町職員の特種勤務手当に関する条例一部改正の件
- 第 6 議案第 3 号 職員等の旅費に関する条例一部改正の件
- 第 7 議案第 4 号 笠置町監査委員条例一部改正の件
- 第 8 議案第 5 号 笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件
- 第 9 議案第 6 号 笠置町防災会議条例一部改正の件
- 第 10 議案第 7 号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第 11 議案第 8 号 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について
- 第 13 議案第 10 号 伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について
- 第 14 議案第 11 号 令和 5 年度笠置町一般会計補正予算（第 5 号）の件
- 第 15 議案第 12 号 令和 5 年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 16 議案第 13 号 令和 5 年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の件
- 第 17 議案第 14 号 令和 5 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 18 議案第 15 号 令和 5 年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 第 19 議案第 16 号 令和 6 年度笠置町一般会計予算の件
- 第 20 議案第 17 号 令和 6 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第 21 議案第 18 号 令和 6 年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第 22 議案第 19 号 令和 6 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 23 議案第 20 号 令和 6 年度笠置町簡易水道事業会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。会議に入ります前に申し上げます。

今年1月1日に石川県能登地方を震源とする地震が発生しました。この地震により被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

この災害により、かけがえのない多くの命が失われました。犠牲となられました方々に対し、衷心より哀悼の意を表すために、これより黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立お願いいたします。

黙禱。

（黙 禱）

議長（西 昭夫君） お直りください。

御着席ください。

いまだ不安な日々を過ごされている被災者の皆様が、一日も早く穏やかな日常に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

本日ここに令和6年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をするよう御留意いただき、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和6年2月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中議員につきましては、体調管理のため帽子の着用を認めます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、松本俊清議員及び3番、大倉博議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から２月２９日までの１５日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から２月２９日までの１５日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る２月９日、ＡＮＡクラウンプラザホテル京都におきまして、市町村の新たな行財政課題や時事問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深め、自治体間競争時代に勝ち残るオンリーワンの自治体づくりに資することを目的とした、市町村トップセミナーが開催され、由本副議長と出席をいたしました。

２月１３日、ホテルグランヴィア京都におきまして、京都府議会、市町村議会正副議長会合同研修会が開催され、由本副議長とともに出席いたしました。

西脇京都府知事を講師に「加速する あたたかい京都づくり」と題し、京都府総合計画の改定ポイントについて講演を拝聴し、また京都府議会議長、知事、副知事を交え、各市町村の正副議長と意見交換を行いました。

これらに伴いまして、議会会議規則第１２９条の規定により議員派遣を行いました。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき質疑通告をされた議員を先に指名いたします。質疑通告者は、まず通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について３回までとしますので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 本日ここに、令和６年第１回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

今回は、３月１７日に任期満了による笠置町長選挙並びに欠員が生じております笠置町議会議員補欠選挙が執行されますので、例年より約１か月早く定例会を開催させていただくこ

となりました。

行政報告の前に、去る１月１日に発生いたしました能登半島地震により被害を受けられました皆様に、心よりお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

未だに大規模な余震が続いており、被災地における皆様の安全と、救援や復興支援などの活動に尽力されておられる方々に深く敬意を表しますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げたいと思います。

なお、本町からも１月１７日から２１日までの５日間、職員２人を七尾市へ派遣し、避難所の支援等に従事いたしましたことを報告させていただきます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

１月２８日に開催いたしました、２０２４・食の祭典「ＫＡＳＡＧＩ鍋フェスタ」について報告をいたします。

「ＫＡＳＡＧＩ鍋フェスタ」は、新型コロナウイルスの影響から、４年ぶりの開催となりましたが、天候にも恵まれ、主催者発表として７，０００人の多くの方々に御来場いただきました。鍋ゾーンやグルメゾーンでは、行列ができる店舗や早々と完売する店舗も多く、また、ゆるキャラの登場もあり、子供たちの喜ぶ顔を見ることもできました。

大きなトラブルもなく、盛況のうちに終えることができましたこと、関係者の皆様の御尽力いただいた結果と感謝申し上げます。

最後に私事になりますが、既に報道等で御周知いただいていることと存じますが、３月１７日に執行される町長選挙には立候補しないことといたしました。残されている課題もございですが、体調への不安が大きく、そのような結論をさせていただきました。

この４年間、町民の皆様、議員の皆様、京都府をはじめとして自治体関係者及び関係団体の皆様方に多大な御協力をいただきましたことを心からお礼申し上げますとともに、在任期間である３月３１日まで、しっかりと業務を遂行してまいりたいと考えております。今後のことも含めまして、皆様方には引き続きよろしくお願いしたいというふうに考えております。

本定例会に御提案申し上げます案件は、令和６年度当初予算５件、令和５年度補正予算５件を含む議事案件２０件でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第４、議案第１号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第１号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に指定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和６年３月１日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第１号、笠置町手数料徴収条例の一部改正の件につきまして説明いたします。

新旧対照表３ページ、右の欄を御覧ください。

第２条１号及び４号につきましては、今まで戸籍証明書や除籍証明書の請求は本籍地でないと行えませんでした。が、本籍地以外でも請求を可能とすることによる改正です。

３号及び６号につきましては、戸籍及び除籍の電子証明書の提供が可能となることから、戸籍電子証明書、除籍電子証明書提供用識別符号の通知書を交付するために新設するものです。

戸籍電子証明書提供用識別符号４００円、除籍電子証明書提供用識別符号７００円です。

次に８号です。届書の受理地及び本籍地では、求めに応じて届出を処理した証明を閲覧、交付するものです。

その他につきましては、請求をすることが出来るものについて等の条項整備です。

施行日は令和６年３月１日です。これで説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第１号についての質疑通告はありませんので、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 1 号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

議案第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 1 号、笠置町手数料徴収条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 5、議案第 2 号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 2 号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

総務省より人事院規則に規定する災害応急作業等手当について、災害時の応急作業等に加え、他の自治体へ職員派遣を行った場合の避難所運営支援や家屋調査についても支給対象となる旨の通知がありましたので、災害応急作業等手当の新設を行うものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第 2 号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

先ほど町長からもありましたとおり、今回の改正につきましては、当町では特殊勤務手当自体は制定しておりましたが、人事院規則に規定する災害応急作業手当については規定をしておりませんでした。

ただ、今回の能登半島地震に関しまして、総務省より京都府を通じ、総務省通知といたしまして避難所運営、他の自治体へ職員派遣を行った場合の避難所運営支援や家屋調査等についても支給対象となる旨の通知がございましたので、施行日を令和 6 年 1 月 1 日とした上で

新設をするものでございます。

内容につきましては、1 ページの条文のほうですが、第6 条に災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当と第6 条を追加するものでございまして、第1 号といたしましては、異常な自然現象や大規模災害、大規模な事故等により重大な災害が発生した場合の応急作業のための災害状況の調査、第2 号におきましては、同じく災害が発生した場合の災害応急対策に係る連絡調整の作業というふうなものを規定いたしました。

金額といたしましては、下段別表でございましており、応急作業等の手当に係るものにつきましては1 日1, 0 8 0 円、災害派遣等に係る手当につきましては1 日当たり8 4 0 円というもので支給することとしております。

先ほど言いましたように施行は公布の日からでございますが、適用は令和6 年1 月1 日からとしております。説明は以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第2 号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2 号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第2 号、笠置町職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第3 号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第3 号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国家公務員の旅費に関する法律が改定されており、宿泊料の規定について改正を行うものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第3号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件につきまして、内容説明をさせていただきます。

当町の旅費に関する条例につきましては、一般職、特別職ともこの条例に基づき支給をしているところでございますが、国家公務員の旅費等に関する法律が既に改正されておりまして、当町の宿泊料、乙地方に係る宿泊料につきまして改正するものでございます。

新旧対照表の別表の中で説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

別表におきまして、「宿泊料」「甲地方」「乙地方」とございます。甲地方につきましては、欄外の備考に書いておりますとおり、東京都内や大阪市等となっておりますが、それ以外に地域につきまして、乙地方「9,000円」から「9,800円」に改正するものでございます。

こちらの金額につきましては、先ほどの国の旅費法の規定と同額としているものでございます。説明は以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第3号についての質疑通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第3号、職員等の旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 7、議案第 4 号、笠置町監査委員条例一部改正の件及び日程第 8、議案第 5 号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 4 号、笠置町監査委員条例の一部改正の件について及び議案第 5 号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件について、一括して提案理由を申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日から施行される地方自治法の一部を改正する法律により条項番号が変更されるため、本条例について関係箇所を改正するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第 4 号、笠置町監査委員条例一部改正の件、議案第 5 号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件につきまして、一括して説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にありましたとおり、地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。その地方自治法の改正に伴いまして条項番号が変更となりますので、当町の条例につきましても関係部につきまして改正するものでございます。

どちらも新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。2 ページのほうをお願いいたします。

まず、笠置町監査委員条例でございますが、第 2 条第 2 項における条項番号、第 5 号におきましては、第 1 条における条項番号、こちらのほうに変更となるものでございます。「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」というものが、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」に変わるものでございます。

ほかの文言につきましては該当がございませんでしたので、改正の箇所とはなっておりません。説明は以上となります。

議長（西 昭夫君） これから議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 4 号の質疑を行います。議案第 4 号の質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号、笠置町監査委員条例一部改正の件を採決いたします。この件は起立によって行います。

議案第４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第４号、笠置町監査委員条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号の質疑を行います。議案第５号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第５号、笠置町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第９、議案第６号、笠置町防災会議条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第６号、笠置町防災会議条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

平成24年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布、施行され、それに合わせて災害対策基本法施行令の一部を改正する政令及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布、施行されており、当町の条例においても改正するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第6号、笠置町防災会議条例一部改正の件につきまして、内容説明をさせていただきます。

平成24年6月に災害対策基本法の改正、また、その後も災害対策基本法施行令等の改正がございましたが、当町におきます防災会議条例につきまして反映できていない箇所がございました。それにつきまして、今回併せて全てのものを改正するものでございます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、すみません、ちょっとページ番号漏れておりましたが、2枚めくっていただきまして新旧対照表のほうをお願いいたします。

まず、所掌事務でございますが、現行では「災害に関する情報収集」ということにとどまっておりましたが、改正後におきましては、「町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する」というふうにしております。

また、その審議におきまして町長に対して意見を述べるということで、所掌事務に防災会議の位置づけといたしまして明確に2号、3号で規定をしたものでございます。

第3条におきましては、会長及び委員の規定でございます。こちらは文言整理とともに、ページめくっていただきますと、5号でございますが、「町長の課内の職員」というあいまいな規定ではなく、「課内の職員のうちから指名する」と現在も指名した中でしておりますけれども、明確な文言と明文化したものでございます。

また、「相楽中部消防組合の職員」ということではなく、消防組合の消防長また消防団長というところで、はっきりと規定をさせていただいたところでございます。

この条例につきましては、施行令等が既に改正されておりますので、公布の日から施行するというふうにしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第6号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、笠置町防災会議条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第6号、笠置町防災会議条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第10、議案第7号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第7号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令で定める、非常勤消防団等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改正されるため、本町における条例についても改正するものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

議案第7号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件につきまして、御説明させていただきます。

今回改正の内容といたしましては、給与法の改正に伴いまして消防団の損害補償の基準額等も変更されることに伴うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

補償基礎額でございます。第5条におきましては補償基礎額を規定するものでございまして、第2項の第2号、下段のほうですけれども「8,900円」から「9,100円」に改正するものとなっております。

また、ページめくっていただきまして別表でございます。別表におきまして「団長及び副団長」「分団長及び副分団長」「部長、副部長及び団員」全ての階級におきまして、勤続年数に合わせまして金額が改正されているものでございます。

こちらにつきましては、施行は4月1日からとなっております。説明につきましては以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第7号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第7号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第8号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定について、日程第12、議案第9号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置について、日程第13、議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置についての3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第8号から議案第10号まで一括し提案理由を申し上げます。

当町は、伊賀市、名張市及び南山城村とともに、ごみ処理の広域化に向けた任意の協議会を令和5年9月1日に設置し、市町村の情報共有や法定協議会の設置に向けた準備を行ってまいりました。

今回提案させていただく、議案第8号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定については、この後提案させていただく議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について、条例で定める必要があることから提案させていただくものでございます。

また、議案第9号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置についてでございますが、4市町村が共同してごみ処理の広域化検討を行うに当たり、地方自治法第252条2の2第1項の規定に基づく、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会を設置しようとするものでございます。

議案第10号は、4市町村が共同して検討を進める、ごみ処理の広域化に関する基本的な構想を策定するに当たり、基本構想検討委員会を4市町村の条例に基づく附属機関として共同設置するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 今回提案いたします議案につきましては、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村4市町村で件名、内容ともに共通したものとし、京都府、三重県の法務関係の部署で内容等を確認していただいております。議決いただいた後、京都府、三重県へ届出を行う予定です。

それでは、説明に移ります。

議案第8号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例につきまして説明いたします。

議案第8号につきましては、この後提案させていただく議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置について、条例の制定が必要であることから提案するものです。

第1条で「長の附属機関として、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会を置く」ことを規定しています。

第2条では、所掌事務を定めています。第1号では「構成市町村におけるごみ処理広域化に関する基本的な構想の策定に関すること」、2号では「構成市町村の長が必要と認めること」としています。

施行日は令和6年4月1日です。

次に、議案第9号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設

置について説明いたします。

第1条、協議会の目的ですが「持続可能なごみの適正処理のための体制を確保するため、ごみ処理の広域化に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的」とし、法定協議会を設置することとします。

第2条で協議会の名称は「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会」としています。

第3条では、構成市町村について規定しております。伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村です。

第4条は、協議会の担任する事務について「構成市町村の区域におけるごみ処理の広域化に関する事務を管理し、及び執行する」こととします。

第5条は、協議会の事務所として「伊賀市さくらリサイクルセンター内に置く」としています。

第6条は組織に関する規定です。「協議会は、会長、副会長及び委員2人以内をもって組織する」こととしています。

第7条は会長及び副会長に関する規定です。「会長及び副会長は、構成市町村の長が協議して定めた構成市町村の長」を充てるとしています。

第8条は委員に関する規定です。「委員は、構成市町村の長をもってこれを充てる」としています。

第9条では、会長に事故があるときの職務代理について規定しております。

第10条は職員に関する規定です。協議会に従事する職員の定数及び配分については、構成市町村の長が協議により定めるとしています。

第11条は職員の職務に関する規定です。「会長は、職員のうちから主任の者（事務長）を定めなければならない」としています。

第12条は事務処理のための組織についての規定です。「会長は、協議会の会議を経て、協議会事務を処理するために必要な組織を設けることができる」としています。

第13条から第15条では、会議の内容、招集、運営についての規定となっています。

第16条では、「協議会事務を構成市町村の長の名において管理し、及び執行するときは、協議会は、協議会事務に関する伊賀市の条例等を構成市町村の協議会事務に関する条例等とみなす」としています。

第17条では、「協議会に関する予算は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、会

長が伊賀市の市長の支出命令権の委任を受けて執行する」こととしております。

第18条は経費の支弁に関する規定です。「負担すべき額は、構成市町村の長が協議により定め」、「名張市、笠置町及び南山城村は負担金として伊賀市に納付しなければならない」としています。

第19条は財産の取得、管理、処分の方法についての規定です。

第20条はその他の財務に関する事項について、第21条は協議会解散の場合の措置について規定しております。

第22条では、協議会の規定として「この規約に定めるもののほか」に「必要な規程を設けることができる」としています。

施行日は令和6年4月1日です。

続きまして、議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置につきまして説明いたします。

第1条では、検討委員会は「ごみ処理の広域化の検討に関する基本的な構想を策定するに当たり」、4市町村の長の附属機関として、共同して委員会を設置することとしています。

第2条で検討委員会の名称は、「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会」としています。

第3条では、委員会の執務場所として「伊賀市さくらリサイクルセンター内」としています。

第4条では、所掌事務について規定しています。「委員会は、構成市町村の長の諮問に応じ」、「構成市町村におけるごみ処理の広域化に関する基本的構想の策定等に関すること」を調査及び審議し、その結果を構成市町村の長に答申することとしています。

第5条は組織に関する規定です。委員の人数は15名以内としています。

第6条は委員に関する規定です。委員は構成市町村の長が協議して候補者を定め、伊賀市長がこれを選任することと規定しています。

第7条は委員の任期に関する規定です。「委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日まで」としています。

第8条は会長及び副会長に関する規定です。委員会には「会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により」定めるとしています。

第9条では、会議について規定しております。

第10条では、会議への委員以外の者の出席について規定しております。

第11条は事務を補助する職員に関する規定です。「委員会の事務を補助する職員は、構成市町村の職員をもって充て、職員の定数及び配分については、構成市町村の長が協議により定める」と規定しています。

第12条は予算についてです。「委員会に要する経費は、伊賀市の一般会計の歳入歳出予算に計上し、伊賀市長が歳入歳出予算を執行する」としています。

第13条です。負担金に関する規定です。「委員会に要する経費の負担金の額は、構成市町村の長が協議により定め」、名張市、笠置町及び南山城村は伊賀市に納付しなければならないこととしています。

第14条、第15条につきましては、事務を進める上での規定となっております。

第16条で委員の身分の取扱いに対する条例等について規定しております。委員の報酬等については、伊賀市の条例等に定めるところとしております。

施行日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから、議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第8号の質疑を行います。議案第8号の質疑通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第8号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の質疑を行います。議案第9号の質疑通告はありません。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第9号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会の設置については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の質疑を行います。議案第10号の質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第10号、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会の共同設置については、原案のとおり可決されました。

この際、休憩をします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第14、議案第11号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第

５号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第１１号、令和５年度笠置町一般会計補正予算（第５号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額１７億４５万円に歳入歳出それぞれ７９０万５，０００円を追加し、総額を１７億８３５万５，０００円とするものです。主なものは、電算システム管理事業に３，０２６万６，０００円、価格高騰重点支援給付金事業に５２４万６，０００円等を計上しております。また、各事業の決算見込みにより精査を行い、不用額については減額を行っております。

御審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第１１号、令和５年度笠置町一般会計補正予算（第５号）の件につきまして説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、実績見込みによります減額と電算システムの管理事業や価格高騰重点支援給付金事業など増額の分、合わせまして差引き７９０万５，０００円を追加しておるものでございます。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきます。

まず、４ページをお願いいたします。

第２表継続費の補正でございます。

令和５年度、６年度で実施いたします子ども・子育て支援計画策定業務につきまして、事業費が確定いたしましたので減額を行うものでございます。

次、５ページ、第３表繰越明許費でございます。

現時点で繰り越す必要がある事業費につきまして、１３件の事業費を繰り越す予定としております。確定につきましては、出納閉鎖後の議会におきまして報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、総務財政課からは歳入と歳出予算につきましては、議会費、総務財政課所管のものを説明させていただきます。

まず、歳入につきましてでございます。

９ページをお願いいたします。

1 款町税、1 項町民税につきましては、3 5 9 万 5, 0 0 0 円を増額しております。個人住民税、法人税ともに調定額に合わせた増額となっております。

同じく 2 項の固定資産税につきましても、滞納繰越分の実収入見込みを勘案いたしまして、2 0 万円の増額となっております。

4 項町たばこ税におきましても、調定見込みによりまして 6 9 万 6, 0 0 0 円の増額となっております。

7 款地方消費税交付金につきましては 4 0 0 万円を減額しております。当初見込んでいた額よりも減額となりましたので、今回で精査したものでございます。

1 2 款地方交付税におきましては 4, 2 9 9 万 1, 0 0 0 円を増額しております。1 2 月末で普通交付税の交付額に伴いまして 4, 2 9 9 万 1, 0 0 0 円の増額としたものでございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金におきましては、保険基盤安定負担金といたしまして 1 4 万 6, 0 0 0 円を減額、2 項国庫補助金につきましては、総務費国庫補助金におきましては社会保障・税番号制度システム整備補助金にかかるもの、また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、総額 9 6 2 万円を増額したのとなっております。

衛生費、土木費のいずれの国庫補助金につきましても、交付決定額によりまして減額となったものでございます。

1 6 款府支出金、1 項府負担金におきましては、先ほどの国庫負担金と同じく保険基盤安定負担金が減額となるものでございます。

同じく 2 項府補助金におきましては 7 6 万円の減額としております。全ての項目につきまして、補助金額の確定によりまして減額となるものでございます。

ページめくっていただきまして、同じく 1 6 款府支出金の 3 項委託金でございます。総務費委託金で 4 4 万 6, 0 0 0 円の増額となっております。4 月に執行されました京都府議会議員選挙費の委託金といたしまして精算交付されたもので、4 4 万 6, 0 0 0 円の増額です。

1 7 款財産収入、2 項財産売払収入におきましては、町内循環バスの公用車売払収入といたしまして 3 9 万 3, 0 0 0 円を増額しております。

1 8 款寄付金におきましては、一般寄附金、指定寄附金ともに 3 月末までの見込みを勘案いたしまして、それぞれ増額をしたものでございます。

1 9 款繰入金、1 項基金繰入金につきましては、他の財源等の増額によりまして 4, 5 6 9 万 6, 0 0 0 円を財政調整基金の減額をしております。

21 款諸収入、3 項雑入におきましては、新型コロナワクチン接種対策の国庫負担金の過年度精算がございました分が 335 万円、また、加茂笠置組合の配分金といたしまして、5 年に 1 回交付されるものがございます。それが今年度ございますので 1,500 万円の増額となっておりますのでございます。

また、下から 2 段目、自動車売払代金といたしまして 72 万 2,000 円ございます。こちらにつきましては、旧「いこいの館」の送迎用のバスとして利用しておりましたバスの売払代金でございます。

最後は、22 款町債でございますが、事業費の確定によりまして過疎対策事業債の減額をしたものでございます。

歳入につきましては以上です。

続きまして、13 ページ、歳出でございます。

歳出の人件費におきましては、12 月に補正対応した後、要件の移動によりまして増額したものを精査したものとしておりますので、人件費に関しましては省略させていただきます。

まず、1 款議会費でございます。議会運営費といたしましても事業費の精査によりまして 3 万 8,000 円を減額したものとなっております。

2 款総務費、1 項総務管理費、こちらもほぼ減額したものとなっております。

14 ページでございます。

上から 3 つ目の丸、自治振興対策事業で 26 万円を増額しております。各地区のまちづくり事業補助金として交付いたしております金額につきまして、補助対象項目といたしまして申請がありますので 26 万円の増額しております。

次の電算システム管理事業で 3,002 万 4,000 円を増額しております。事業費の精査によりまして減額したのもございますが、システム構築の作業委託料といたしまして 3,026 万 6,000 円を増額しております。

仮想化基盤のシステム構築というものを来年度行いますが、7 月の保守期限までに更新が必要でございますので、ちょっと当初では間に合わないということで、今回の補正に計上し繰り越した中で執行していくというふうに考えております。

次の広域行政事業でございますが、笠置中学校の負担金といたしまして、令和 4 年度事業が確定しておりますので 72 万 9,000 円を増額しております。

続きまして下段、3 目財政管理費でございます。財政管理事業といたしまして 62 万 1,000 円を計上しております。

基金管理事業といたしまして、ふるさと納税の増額に伴いまして、ふるさとづくり基金 250 万円の増額と、減債基金の積立てに 395 万 6,000 円を充てております。

5 目財産管理費におきましては、庁舎管理事業といたしまして伐木作業の委託料で 87 万 1,000 円、また、庁舎前のフェンス等の改修に 339 万 7,000 円を計上しております。

広域行政事業の中で、加茂笠置組合の配分金 1,350 万円を計上しておりますが、こちらは歳入、雑入で説明いたしました加茂笠置組合の配分金を南笠置区さんのほうにお支払いするものでございます。

16 ページにつきましては、事業費精査によるものでございます。

その中でも 3 つ目のふるさと納税事業でございますが、こちらふるさと納税で当長に寄附頂く金額が増えたことに伴いまして、それに係る返礼品付きの業務代行委託料等が増えてきております。報償費につきましても返礼品に係るもの、送料など代行の手数料等が増額となったものでございます。

続きまして、すみません、ページ飛びます。25 ページをお願いいたします。

下段、8 款消防費、こちら非常備消防費の中で報償費を増額しております。退職報償費のほうにつきましては、さきに補正を計上させていただいておりましたが、計上誤りによりまして 150 万円不足することが判明いたしましたので計上させていただいたものでございます。

10 款公債費につきましては、元金、利子共に減額となっております。こちらは当初の積算誤りによりまして減額させていただくものでございます。

総務財政課所管のものについては以上となります。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

企画調整課が所管します歳出予算について、私のほうから説明をさせていただきます。

予算書の 16 ページを御覧ください。

こちら 2 款総務費、6 目企画費の続きのページでございます。

説明欄にございます総合計画推進事業でございます。こちら歳出見込みによる減額といたしまして、14 万 4,000 円の減額を計上させていただいております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします歳出について説明いたします。

17ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、負担金、補助及び交付金におきまして、地方税機構事業としまして、京都地方税機構負担金247万6,000円を減額しております。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、委託料におきまして171万6,000円を計上しております。こちらは戸籍に振り仮名をつける機能の改修で、12月の補正にも計上させていただいておりますが、そちらのほうに追加された項目となっております。

負担金及び交付金におきまして、城南戸籍事務連絡協議会負担金2,000円を減額しております。

続きまして20ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、繰出金におきまして、国民健康保険特別会計繰出金として97万7,000円を減額しております。

23ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費、報酬におきまして、会計年度任用職員の報酬分として5万5,000円を減額しております。

2目し尿処理費、負担金、補助及び交付金におきまして、し尿処理事業としてし尿汲取業務負担金96万円を減額しております。

合併浄化槽推進事業といたしまして、京都府合併浄化槽推進協議会負担金で1万円、循環型社会推進交付金、こちらは39万円を減額しております。

以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算について説明いたします。

19ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

まず、社会福祉協議会補助事業で183万5,000円を減額させていただいております。社会福祉協議会人件費として、局長人件費が7月分からのための減額でございます。

また、障害者福祉事業並びに福祉医療事業では支出見込みによる減額で、それぞれ4万8,000円と2万円の減額をさせていただいております。

また、障害者自立支援給付事業では239万4,000円の減額でございます。これにつきましても支出見込みによる減額でございます。

地域生活支援事業で33万7,000円の増額をさせていただいております。地域生活支援相談事業におきまして、国から障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱等についての事務連絡がございまして、社会福祉法に基づく社会福祉事業については消費税が非課税であります。この事業については社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱として取り扱っていたことが分かりまして消費税分を計上いたしております。

なお、平成30年から令和4年度分については、過年度分ということで12万2,000円を計上させていただいております。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業でございます。

まず、住民税均等割のみ課税世帯分として425万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対しまして1世帯当たり10万円の給付をするものでございます。

それから、20ページに入りまして、こども加算分でございます。

こども加算分では99万3,000円を計上させていただいております。住民税非課税世帯並びに均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童を養育する世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

障害福祉計画策定事業で29万7,000円を減額させていただいております。これにつきましては、委託料の確定に伴うものでございます。

続きまして、4目老人福祉費でございます。高齢者福祉事業で75万円の減額をさせていただいております。外出支援サービス事業、敬老会事業、老人クラブ活動補助事業、老人手当支給事業など、支出見込み並びに事業確定に伴っての減額でございます。

老人保護措置事業では、23万5,000円の増額をさせていただいております。これにつきましても、支出見込みに伴う増額ということで計上させていただいております。

繰出金事業といたしまして、介護保険特別会計繰出金事業で54万2,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金で72万4,000円の減額をさせていただいております。これにつきましては、特別会計の減額に伴うものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

5目老人福祉施設費でございます。老人福祉施設運営事業で13万9,000円の増額をさせていただいております。デイサービスセンター管理事業で、光熱水費の見込額の増に伴

う増額ということで計上させていただいております。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。児童福祉事業で子ども・子育て支援計画策定事業で6 7 万1, 0 0 0 円の減額させていただいております。これは委託料の実績に伴う減額でございます。

笠置未来っ子応援事業につきましても、実績見込みに伴う減額で5 万円を減額させていただいております。

2 2 ページでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費でございます。健康増進事業で実績見込みに伴う減額ということで、がん検診、健康教育事業で2 0 万5, 0 0 0 円を減額させていただいております。

また、予防接種では定期予防接種、風しん追加的対策事業等の実績見込みによる減額をさせていただいております。

また、新型コロナワクチン接種事業についても、事業実績見込みにより5 3 万4, 0 0 0 円の減額をさせていただいております。

母子保健事業で1 8 万5, 0 0 0 円を計上させていただいております。その中の妊産婦事業で令和4 年度補助金額の確定に伴って、国庫支出金返還金を計上させていただいております。

また、定住自立圏事業では、救急相談ダイヤル2 4 事業におきまして、負担金額の確定に伴いまして5 万円の減額させていただいております。

3 目の診療所費でございます。笠置歯科診療所事業で6 3 万6, 0 0 0 円の減額でございます。備品購入費におきまして、事業実績に伴いましての減額として計上させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 失礼します。

商工観光課が所管します歳出について説明をいたします。

1 4 ページをご覧ください。下段です。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、公共交通事業、循環バス運営事業では5 万8, 0 0 0 円の減額でございます。内容につきましては、会計年度任用職員の人件費に関わって、期末手当等の確定によります不用額の補正でございます。

同じく、2 款総務費、1 項総務管理費、2 目文書広報費、負担金・補助及び交付金で、笠

置テレビ運営事業で28万7,000円の減額でございます。内容としましては、高齢者世帯等へのケーブルテレビ利用料補助金でございまして、2月に各戸配布し再度御案内しているところですが、前年度ベースで不用を見込まれる額を減額するものでございます。

次に、15ページ下段です。

同じく、1項総務管理費、6目企画費、JR笠置駅切符等販売事業で29万1,000円の減額でございます。ここでは、会計年度任用職員の人件費に係わる残日数の精査等によりまして減額をしております。

次に、笠置いこいの館管理運営事業で95万円の減額補正でございます。内容としましては、燃料費で吸収冷温水機用の灯油代不用見込分61万円と、光熱水費で電気基本料金等の改定により、電気代不用見込分10万6,000円を減額するものでございます。

また、16ページの上段、吸収冷温水機保守点検委託では、2機運転を予定しておりましたが、油漏れ等の修繕によりまして通年1機運転の契約となりましたので、23万4,000円を減額しております。

次に、商工観光事業では、自動車借上料で46万1,000円の減額でございます。公用車2台分のリース期間満了によりまして、不用となった額を減額しております。

次に、交流施設等管理事業では8万3,000円の減額でございまして、交流施設の光熱水費で電気代不用見込額を減額しております。

次に、移住促進事業で10万円の減額でございます。移住促進住宅整備事業補助金内の京都府の補助に当たります、空き家流動化促進事業1件分の減額をするものでございます。

次に、17ページ上段でございます。

地域活性化起業人事業で、商工観光課所属の地域活性化起業人に係る行政事務研修負担金で、9月から採用予定で予算を計上しておりましたが、10月からの採用となりましたので1か月分の不用額46万7,000円の減額と、地域活性化起業人の活動補助金として執行見込みの算定によりまして、商工観光課分の不用額として176万7,000円の減額でございます。

次に、24ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、商工振興事業で9万6,000円の減額でございます。内容につきましては、商工会が実施いたしました地域消費生活緊急拡大事業補助金、プレミアム商品券発行事業において、物価高騰対策等により京都府補助の増額に伴い町負担分の一部が不用となったもので、補助額が確定いたしましたので減額するものでござい

ます。

次に、同じく1項商工費、3目観光費、下段の観光事業で14万3,000円の減額でございます。キャンプ場や駅前のフリーWi-Fi保守メンテナンス料の不用見込みで6万4,000円を減額しております。

また、伝統的行催事補助金で7万9,000円の減額でございます。内容としましては、観光協会が実施いたしました灯籠流しへの補助でございまして、台風の影響により日程が変更され、規模が縮小されたことなどから事業費が減少いたしましたので、町補助分の一部を減額されたものです。補助額が確定いたしておりますので減額するものでございます。

次に、観光施設管理事業では41万円の減額でございまして、京都府から委託を受けております笠置山自然公園の清掃、維持管理業務委託に伴う入札の執行残によるもので、自然公園清掃及び管理委託料で不用額を減額しております。

次に、河川空間活用事業で13万4,000円の減額でございます。25ページをお願いします。内容としましては、普通旅費で今年度分の国との協議、調整に一定見通しが立ちましたので、不用見込額の7万6,000円を減額、また、通信運搬費で河川のオープン化に関するアンケート調査の終了に伴い、不用となった郵送代5万8,000円を減額するものでございます。

最後に、4目産業振興会館費で87万1,000円の減額でございます。内容につきましては、人件費関係で期末手当の確定や社会保険料等の不足等の補正を、光熱水費で電気基本料金の改定に伴います電気代不用見込額57万9,000円を減額しております。

また、備品購入費で研修室ミーティングテーブルの購入に当たり、入札執行残による不用額33万9,000円を減額しております。以上、商工観光課が所管いたします歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

建設産業課が所管いたします歳出について説明させていただきます。

23ページ上段をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、繰出金で203万円を減額させていただいております。内容につきましては、簡易水道特別会計の不用額の減額によるものです。

続きまして、25ページの中段をお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、4目橋梁維持費、工事請負費で2,000万円の減額を計

上させていただいており、3つの橋梁の補修工事の詳細設計を進める上で、不用見込額の精査及び国庫補助金の額の確定に伴い減額をさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第11号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出については1款ごとに区切って質疑を行います。

議案第11号についての質疑通告はありません。

まず、歳入に関する質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まず、9ページの12款地方交付税と11ページ、19款財政調整基金繰入金についてお尋ねをいたします。

12月の定例会の第4号補正予算で、財源の穴埋めのため財政調整基金繰入金を470万4,000円増額補正されました。私は普通交付税を増額補正すべきと指摘しておりましたが、この第5号補正で普通交付税を4,299万1,000円増額し、財政調整基金繰入金を4,569万6,000円減額補正ということです。予算の正確性、財源の適正な把握が必要であると思います。これについて説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

12月の議会の際に由本議員がおっしゃいましたように、財源を地方交付税で充てるべきではないかというお話がありまして、そのときに参事のほうからお答えをさせていただきましたとおり、再算定の時期でございまして、交付税の額が確定していなかったのと、その交付税の再算定の追加交付の部分のところを減債基金に積み立てるという財政措置がありましたので、一定整理させていただく期間が欲しいということで、参事のほうにお話をさせていただきました。

また、今回の補正でも上げております電算システムの増額のお話も出ておりましたので、最後の議会の際に額を確定させていただいた時点で、地方交付税の額と財政調整基金の繰入金の額を確定ということで上げてほしいということをお話しさせていただきました。

イレギュラーなこともありますのでこういうことも起こるのですが、大体は11月には地方交付税のほうは確定しておりますので、財源確保の正確性という意味では、そういうところを精査しながら、また予算の計上をしてまいりたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

令和 5 年度の交付税につきましては、当初から、前年対比 1 億 6, 0 0 0 万増というような予算案を組まれていながら、そういうことをされているというのが、ちょっと納得がいきませんでしたので、また、今後とも正確な予算の把握をされて、予算を正確に、適切な計上をされることをお願いしたいと思うんですけれども、今回は決算見込みにより精査したというような話をされておったんですが、この補正が最終の予算だと思うんですけれども、地方交付税が歳入欠陥にならないのかという心配をしております。

特に、特別交付税は毎年 1 億 4, 0 0 0 万円が予算計上されておりますが、令和 4 年度決算では 1 億 2, 9 9 3 万 6, 0 0 0 円しか歳入がなかったわけです。つまり、1, 0 0 6 万 4, 0 0 0 円の歳入欠陥なんです。

この令和 5 年度は、特別交付税に歳入欠陥はないということではよろしいのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

地方交付税、普通交付税に関しましては、今年度の額が確定しましたので、歳入欠陥ということはありません。

ただ、特別交付税につきましては、3 月の最終の交付がない限り当町の交付の額というのは確定をしませんので、ないのかと言われれば、ないという正確なお答えはできないところでございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

次に、1 2 ページでは町債で 1, 1 2 0 万円が減額をされておりますが、地方債の補正というものは必要ないのかお伺いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

地方債の補正、今回表としてつけていない部分のところでございます。今回、当初に増額のときに議会で承認をいただく限度額というところで、今まで補正を行ってまいりましたが、今回の減額に対しては議会で承認いただいている限度額以上のものは借りないというところで、京都府のほうにも示させていただいています。そういうところで、今回、地方債の補正というのは行っておりません。さきの議会で減額について補正を行っていたということもご

ございますが、限度額を承認いただくものという認識をしておりますので、今年度につきましては、最終数字を合わせるというような形で補正をしていないというところでございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。まずは1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

議長（西 昭夫君） これで1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

15ページの減債基金の積立金が395万6,000円計上されておりますが、これはどういった計画に基づいてこういった額が計上されているのか、説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、減債基金の増額というところで395万6,000円を計上させていただきました。先ほど地方交付税の普通交付税のところでも説明をさせていただいたんですけれども、今回再算定ということで普通交付税の追加交付がございました。

追加交付が1,235万9,000円というところで確定をいただいたんですけれども、そのうちの395万6,000円につきましては、臨時財政対策債償還基金費というところで、その金額をそのまま減債基金に積み立てて、6年度と7年度の臨時財政対策債償還費については、ちょっとややこしいんですけれども、普通交付税の算定、基礎数値の算定を計上する項目の中で、毎年臨時財政対策債に対する償還金を返していっているわけなんですけれども、それに対して普通交付税が措置されるという算定項目がございます。それについて6年度、7年度については減額をするので、今回減債基金にその部分を積み立てて、償還金に充ててくださいというような国からの通知がございました。その分につきまして、今回計上させていただいているところでございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

次に、15ページの財産管理費の庁舎管理の事業で395万4,000円が計上されております。施設の改修工事で339万7,000円ですか。これ、今から3月末までどういった工事をされるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の今、御質問をいただきました施設改修工事費ですが、庁舎前のフェンスが腐食によりまして前の民家のほうに倒れる可能性があります。一部フェンスも損壊しておりまして、外しているところもございます。

今の時期に計上させていただきましたが、担当といたしましては3月末までには完了する見込みやということで、今回繰越には上げさせていただいておりません。フェンスそれから周辺の整備、支柱のコンクリートのひび割れであったりというところの補修になりますので、工期1か月足らずでできるということですので上げさせていただきました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

議長（西 昭夫君） これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

19ページの社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業で、239万4,000円が減額補正をされております。説明では、支出見込みでこれだけの減額をしたということなんですけれども、かなり大きな額だと思うんです。そのあたりの詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

障害児入所給付事業で、放課後児童デイサービス利用助成費ということで当初予算を上げさせていただいておったんですけれども、当初予算におきましては、利用できる最大の金額を計上させていただきました。ただ、利用者の方がその最大の日数を利用されなかったというところで最終支出見込みを出しまして、今回239万4,000円の減額をさせていただいたというところでございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

19 ページの社会福祉総務費で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業で 524 万 6,000 円が計上されておりますが、これはこういった形で、いつ頃支給されるのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回 2 つの価格高騰に伴っての事業で上げさせていただいております。住民税均等割のみ課税世帯分については、説明させていただいたように住民税均等割のみ課税世帯に対して 1 世帯当たり 10 万円を給付させていただきます。予算可決後、システム改修をさせていただいて、対象者の方には案内等を出させていただいて、見込みとしては 3 月中には第 1 回目の給付を予定しております。

また、こども加算につきましては、その前にも実施しております住民税非課税世帯の給付金の対象者の方、また、今回の均等割のみ課税世帯の対象者世帯のうち 18 歳以下の児童を養育する世帯に対して児童 1 人当たりということで 5 万円の支給で、これにつきましても、予算可決後システム改修を経て、3 月中には、対象者の方についてはまた御案内をさせていただいて、1 回目の給付を目指しているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それは、対象者の方の基準日というのはどうなるのか、その点お答えください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

両事業とも、令和 5 年 12 月 1 日が基準日となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで 3 款民生費の質疑を終わります。

次に、4 款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで 4 款衛生費の質疑を終わります。

次に、5 款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

25ページの橋梁維持費で橋梁維持事業が2,000万円減額をされておりますが、そのあたりの詳しい説明を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

詳細でございますが、3つの橋梁の補修工事を予定しております。その中で、当初予算時において、なかなか予測がつかないことも想定して、少し多めに予算措置をお願いしております関係で、詳細設計を進める中で、恐らく不用が出るであろうという額を減らさせていただいております。補助金等の割り当ての関係もございますが、できるだけ当初予算時において詳細設計で予算措置できるように今後は進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで10款公債費の質疑を終わります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたし

ます。この採決は起立によって行います。

議案第11号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第11号、令和5年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件は原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第15、議案第12号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第12号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億1,440万円から歳入歳出それぞれ464万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億979万5,000円とするものです。主なものといたしましては、歳入におきましては前年度繰越金の計上を、歳出におきましては保険給付費の減額と基金積立金の計上を行いました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 議案第12号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算の件につきまして、歳出から説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、旅費で1万5,000円、役務費で29万円を減額しております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、負担金、補助及び交付金で1,500万円を、3目一般被保険者療養費、負担金及び交付金で20万円を、同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、負担金及び交付金で272万9,000円を減額しております。いずれも12月支出済額から残りの月の必要見込額を算定しております。

前年度と比較し、医療費が比較的抑えられている傾向にはありますが、突発的な手術等があった場合に備えた算定としております。

同款、5項葬祭諸費、1目葬祭費、負担金、補助及び交付金で5万円を計上しております。

4款保健施設費、1項保健施設費、1目保健衛生普及費、役務費で6,000円、委託料で34万9,000円を減額しております。人間ドックに係る経費、支出見込み等による減額になります。

同款、2項特定健診等事業費、1目特定健診事業費、需用費で2万5,000円、役務費で1万円、委託料で6万8,000円を減額しております。特定健診の事業が終了したことによる不用見込みとなっております。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金で1,399万7,000円を計上しております。

次に、歳入の説明に移ります。7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目出産育児一時金臨時補助金におきまして5,000円を計上しております。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、保険給付費等交付金、普通交付金で4,190万5,000円、特別交付金で10万3,000円を減額しております。

先ほど歳出で説明いたしました財源充当分でございますが、突発的な支出見込みに対する分を除いているため、歳出の減額と同額計上とはしておりません。特別交付金分については、特定健診事業分の歳出の財源充当分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で総額97万7,000円を減額しております。一般会計補正予算で先ほど説明させていただきました、保険基盤安定繰入金64万3,000円及び未就学児均等割保険料繰入金2万9,000円、そして歳出で御説明いたしました、総務費一般管理分30万5,000円分でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で3,831万円を計上しております。

8款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金で2万5,000円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ464万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億979万5,000円としております。これで説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

議案第12号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第12号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第13号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第13号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,358万円に歳入歳出それぞれ1,681万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,039万7,000円とするものです。

主な内容は、令和6年度からの水道事業会計への移行に伴い、基金の取崩しによる増額や簡易水道施設費の不用額を減額するものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） それでは、議案第13号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件につきまして御説明いたします。

まず歳入について御説明させていただきますので、7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、簡易水道分担金で、新設加入分担金がございましたので15万7,000円を計上させていただいております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生費使用料、現年度使用料では、基本料金及び超過料金を令和6年1月時点の推計見込みで、計76万4,000円の減額を計上し、2節の滞納分につきましては、収納実績に基づき11万3,000円の増額をさせていただきます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金では、歳出の不用額により財源確保ができたため203万円を減額、一般会計へお戻しするものでございます。

同じく、4款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で1,934万円、同じく、2目減債基金繰入金において1,000円を計上しており、4月からの簡易水道事業会計、公営企業会計への移行に伴い、現在の特別会計で保有しています基金の取崩しを行うものです。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。8ページをお願いいたします。

2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費で252万4,000円を減額計上させていただいており、内容につきましては、1節報酬で会計年度任用職員の報酬で24万8,000円、8節旅費で10万3,000円、10節需用費で光熱水費の不用額で20万円、12節委託料でシステム保守の減額で22万円、負担金、補助及び交付金では、研修参加費で26万円、26節公課費では、消費税及び地方消費税の額の確定により149万3,000円を減額計上させていただいております。

次の4款予備費では水道事業会計への移行に伴い、さきの歳入で取崩しする基金を予備費として1,934万1,000円を計上するものでございます。

以上、歳入歳出総額1,681万7,000円を計上させていただいております。

これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第13号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第13号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 1 7、議案第 1 4 号、令和 5 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 1 4 号、令和 5 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 5 3 6 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 9, 0 8 3 万 6, 0 0 0 円とするものです。主な提案内容は、支出見込みによります保険給付費の減額でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

（「休憩する。どうする」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、失礼いたします。

議案第 1 4 号、令和 5 年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の件について御説明をさせていただきます。

先ほど町長が説明させていただいた提案理由の中で、歳入歳出それぞれにつきまして 4 0 9 万円の減額でございますので、まずもって訂正させていただきます。申し訳ございません。

それでは、7 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省略させていただきます。

まず、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金で 7 6 万円の減額、それから 2 項補助金で 3 1 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。これにつきましては国の負担分でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金で 1 0 6 万円を減額させていただいております。

また、5 款府支出金、1 項府負担金では 4 7 万 6, 0 0 0 円を、2 項府補助金では 4 万 1, 0 0 0 円を減額させていただいております。これにつきましては府の負担分でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金では 5 4 万 2, 0 0 0 円を減額させていただいております。

2 項の基金繰入金では 8 9 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費で2万8,000円を減額させていただいております。普通旅費で支出見込みに伴う減でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費で380万円を減額させていただいております。

1目居宅介護サービス給付費で330万円の減額でございます。これにつきましては、訪問介護サービスにつきまして月平均が当初予定していたよりも約50万円の減額に伴いまして、それに伴っての減額でございます。

それから、3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費では、会計年度任用職員の報酬で支出見込みに伴って12万5,000円を減額させていただいております。

3項包括的支援事業・任意事業では、職員人件費で時間外勤務手当を13万7,000円の減額というふうにさせていただいております。以上で説明のほうを終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第14号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第14号、令和5年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第15号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第15号の御説明の前に、先ほど議案第14号の説明をさせていた

だきましたが、歳入歳出それぞれ４０９万円の減額ということで、間違っておりましたのでおわびして訂正させていただきたいと思います。

議案第１５号、令和５年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１２万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６，７４５万円とするものです。主な提案内容は、償還金及び還付加算金の減額でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

議案第１５号、令和５年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件について御説明させていただきます。

７ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金では、２節保険基盤安定繰入金で金額確定に伴う減額で６６万円を減額させていただいております。

４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金では、前年度実質収支の残額を繰越金として６０万円を計上させていただいております。

８ページをお願いいたします。歳出でございます。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、４目償還金で繰入金返還金として１２万４，０００円を減額させていただいております。令和４年度の補助金確定に伴う返還金の減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。議案第１５号についての質疑通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１５号、令和５年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第15号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第19、議案第16号、令和6年度笠置町一般会計予算の件、日程第20、議案第17号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件、日程第21、議案第18号、令和6年度笠置町介護保険特別会計予算の件、日程第22、議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第23、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件、以上の令和6年度当初予算案5議案を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第16号、令和6年度笠置町一般会計予算の件、議案第17号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件、議案第18号、令和6年度笠置町介護保険特別会計予算の件、議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の件について、一括して提案理由を申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、3月に任期満了による町長選挙が執行されるため、義務的経費や継続事業に係る経費、また建設事業等で当初予算への計上が必要な経費など、骨格予算して編成いたしました。昨今の物価高騰の影響や給与制度改革による人件費の増により、全体的に総額が増加しております。

まず、議案第16号、令和6年度笠置町一般会計予算は、予算総額歳入歳出それぞれ16億1,117万4,000円で、対前年度比2.1%、3,319万円の増額となっております。

歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金や自立支援事業交付金など、国庫支出金が1億2,521万5,000円、府支出金では京都地域連携交付金や子ども・子育て支援事業など6,493万3,000円を計上しております。

地方交付税は、歳入総額の53.4%となる8億6,000万円、財源不足を補填するため財政調整基金から1億4,263万円の繰入れを予定しております。

また、町債は過疎債など総額9,929万5,000円の借入れを予定しております。

歳出の主なものでは、総務費では国が進める標準化業務システムへの移行に係る負担金や、

端末機器の更新など電算システム管理事業で1億1,322万8,000円、議会議員の任期が10月末で満了となるため、選挙執行経費として890万2,000円を計上しました。

民生費では、障害者の自立支援のための事業費や福祉医療費など、社会福祉費が2億9,052万6,000円、こども計画策定事業や笠置未来っ子応援事業など、児童福祉費が6,396万3,000円、衛生費では、検診や予防接種など、保健衛生費に7,283万9,000円、塵芥処理事業やごみ処理広域化検討事業など、清掃費に8,277万9,000円、農林水産事業費は、森林経営管理事業や林道維持事業など3,462万1,000円、商工費では、桜保全事業や観光施設の管理事業、産業振興会館の運営費など6,611万4,000円、土木費では、道路維持事業に5,242万6,000円、橋梁維持事業に7,802万7,000円など、交付金事業など前年度比12.8%増額の総額1億9,989万2,000円を計上しております。

続いて、議案第17号、令和6年度笠置町国民健康保険特別会計予算は、予算総額歳入歳出それぞれ2億2,213万円を計上しております。

主な歳入につきましては、国民健康保険税が2,224万1,000円、府支出金が1億8,703万9,000円、繰入金が1,177万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億6,513万1,000円、国民健康保険事業費納付金で5,193万5,000円を計上しております。

次に、議案第18号、令和6年度笠置町介護保険特別会計予算は、予算総額歳入歳出それぞれ2億7,712万4,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険料が4,881万4,000円、国庫支出金が6,623万1,000円、支払基金交付金が6,943万1,000円、繰入金が5,070万3,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で2億5,292万6,000円、地域支援事業費で2,092万2,000円を計上しております。

議案第19号、令和6年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額歳入歳出それぞれ6,575万3,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険料が2,578万7,000円、繰入金が3,901万5,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で6,290万6,000円、保健事業費で161万4,000円を計上しております。

最後に、議案第20号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算ですが、令和6年度から公営企業法の一部適用により、これまでの官庁会計から公営企業会計へと移行となるものです。簡易水道事業の経営活動に伴い発生すると予想される収入及び支出において、収入予定額を7,770万7,000円、支出予定額を7,721万4,000円と定め、施設建設に関する資本的収支及び支出においては、収入予定額を240万9,000円、支出予定額1,370万2,000円と定めるものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案第16号から議案第20号までの、令和6年度当初予算5議案の提案理由の説明を終了しました。

令和6年度当初予算案5議案につきましては、本日は提案説明のみとし、定例会3日目に議案の説明、質疑、討論及び採決を行う予定とします。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、2月22日午前9時30分から開会し、一般質問を行います。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後0時07分